

## 入札公告

令和4年度広報推進事業委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条により公告します。入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を作成してください。

令和4年10月27日

高知県知事 濱田 省司

### 第1 入札に付する事項

#### 1 委託業務名

令和4年度広報推進事業委託業務

#### 2 委託概要

別添仕様書のとおり

#### 3 履行期限

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

### 第2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 高知県における「令和3年度～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- 3 この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の処置を受けていない者であること。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- 5 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 第3 入札参加の方法等

この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに申請書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると

認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

#### 1 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070301/>

#### 2 申請書の提出

ア 提出部数 1部（第1号様式及び第2号様式）

※但し、第2号様式は、国又は地方公共団体の間において、過去2年間に当該契約と種類と規模をほぼ同じくする契約を締結している場合のみ提出すること。

イ 提出期限 令和4年11月4日（金）午後5時

ウ 提出場所 高知県交通運輸政策課

エ 提出方法 直接持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）

オ 費用 提出者の負担とする。

#### 第4 質疑事項

1 質疑事項がある場合には、MicrosoftOfficeWordのファイル形式による別紙「質疑書（様式3）」により、電子メール添付のうえ「6」のアドレスに送付のこと。指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

2 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。

3 質問に対する回答は、質問を行った者及び第3の入札参加申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

4 質疑書提出期限

令和4年11月2日（水）正午

5 質疑書回答期限

令和4年11月4日（金）

6 質疑書の送付アドレス 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 第5 申請書の審査結果に係る事項

申請書の提出があったものには、入札参加資格の確認結果を令和4年11月8日（火）までに電子メールで通知する。

また、申請書を提出した者のうち、当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由を電子メールで通知する。

#### 第6 入札に関する事項

1 入札予定日時 令和4年11月9日（水）午前10時

- 2 入札予定場所 高知県職員能力開発センター202（高知市丸ノ内2丁目1-19）
  - 3 入札書の提出方法

持参又は郵便により提出することとし、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便により入札に参加する場合の入札の方法等は、別添の入札心得の第4条第6項によること。
  - 4 落札者の決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 5 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則第10条に該当する場合は、この限りでない。
  - 6 最低制限価格  
設定しない
  - 7 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- 第7 契約に関する事項
- 1 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を納めなければならない。

ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。
  - 2 契約書作成の要否  
要
  - 3 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること
- 第8 入札実施機関（問い合わせ先）
- 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課  
電話 088-823-9341

FAX 088-823-9526

E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 第9 その他事項

- 1 入札参加者は、別添の入札心得を各条項を承知すること。
- 2 提出された申請書等は返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。
- 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものと取り扱うものとする。